

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

|                               |             |    |
|-------------------------------|-------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………        | (総務部総務課)    | 71 |
| ○有害興行の指定……………                 | (生活文化・青少年室) | 71 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………          | (農業支援課)     | 72 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可……………          | (農業支援課)     | 72 |
| ○土地改良法による道営換地処分……………          | (農業施設管理課)   | 72 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定……………        | (治山課)       | 72 |
| ○知事権限に係る保安林の指定……………           | (治山課)       | 72 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………     | (治山課)       | 73 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… | (治山課)       | 73 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………    | (治山課)       | 73 |
| ○森林法による通知に代える公示……………          | (治山課)       | 74 |
| ○建設業者に対する監督処分……………            | (建設情報課)     | 74 |
| ○道路の供用の開始……………                | (道路整備課)     | 74 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始……………         | (道路整備課)     | 74 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………           | (砂防災害課)     | 75 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………       | (都市環境課)     | 75 |

## 告 示

### 北海道告示第259号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量  
北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式
- (2) 落札を決定した日  
平成18年3月16日
- (3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社テービーケイ  
イ 住 所 東京都豊島区池袋2-73-7

- (4) 落札金額  
3,412,500円
- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量  
北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式
- (2) 落札を決定した日  
平成18年3月16日

(3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 株式会社テービーケイ  
イ 住 所 東京都豊島区池袋2-73-7

- (4) 落札金額  
3,591,000円
- 3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量  
北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式
- (2) 落札を決定した日  
平成18年3月16日

(3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 株式会社テービーケイ  
イ 住 所 東京都豊島区池袋2-73-7

- (4) 落札金額  
3,654,000円
- 4 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 5 一般競争入札の公告  
平成18年1月27日付け北海道告示第55号
- 6 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道総務部総務課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第260号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

| 興行の種別 | 興行の題名                     | 制作会社又は配給会社        | 指定の範囲 | 指定の理由                                                             |
|-------|---------------------------|-------------------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 映画    | 人妻学芸員 図書館の痴態で…            | 新日本映像             | 全部    | 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため |
| 同     | 和服近親レズ 義母と襦袢娘             | 同                 |       |                                                                   |
| 同     | 四十路の奥さん 痴態に濡れて            | オーピー映画            |       |                                                                   |
| 同     | 全身と小指                     | ニュー・メディア・ジェネレーション |       |                                                                   |
| 同     | 乱姦調教 牝犬たちの肉宴              | オーピー映画            |       |                                                                   |
| 同     | 新日本映像ニュース(人妻学芸員 図書館の痴態で…) | 新日本映像             |       |                                                                   |
| 同     | 新日本映像ニュース(和服近親レズ 義母と襦袢娘)  | 同                 |       |                                                                   |

北海道告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、知内土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成18年3月28日

|            |         |         |               |  |
|------------|---------|---------|---------------|--|
|            |         |         | 北海道知事 高 橋 はるみ |  |
| 退任年月日      | 理事・監事の別 | 氏 名     | 住 所           |  |
| 平成18. 3.10 | 理 事     | 吉 田 峰 一 | 上磯郡知内町字重内7番地  |  |

北海道告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年3月14日、秩父別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北見市三区地区の換地処分をした。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡厚岸町別寒辺牛12（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 霧害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村字茶内3の3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 霧害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町海岸町114の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
2(1) 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町岬町33の1（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町豊原27の40・29の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、29の40
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町・幌泉郡えりも町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林

務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を標津町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成18年北海道告示第178号のとおりである。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 標津郡標津町字薫別5の3ほか1筆所在の森林について所有権を有する | 今 井 智 子 |
| 標津郡標津町字薫別259の7所在の森林について所有権を有する   | 佐 藤 豊 治 |
| 標津郡標津町字薫別271所在の森林について所有権を有する     | 大 沼 善 雄 |

北海道告示第270号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- |   |                          |                             |
|---|--------------------------|-----------------------------|
| 1 | 処分をした年月日                 | 平成18年3月13日                  |
| 2 | 処分を受けた者                  |                             |
|   | 商号及び代表者の氏名               | 主たる営業所の所在地 建設業の許可の番号        |
|   | 有限会社山崎キゲン                | 旭川市豊岡8条1丁目 般ー15上第4422号      |
|   | 山崎 正人                    | 1番7号                        |
| 3 | 処 分 の 内 容                |                             |
|   | (1) 営業停止の範囲              | 業種、地域、公共工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止 |
|   | (2) 営業停止の期間              | 平成18年3月28日から4月3日までの7日間      |
| 4 | 処分の原因となった事実              |                             |
|   | 申請者が建設業法第28条第1項第2号に該当する。 |                             |

北海道告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

| 北海道知事 高 橋 はるみ |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 路線名及び縦覧場所     | 供 用 開 始 の 区 間                  |
| 道道奥尻島線        | 奥尻郡奥尻町字米岡177番4地先から             |
| 北海道函館土木現業所    | 奥尻郡奥尻町字米岡178番1地先まで             |
|               | 奥尻郡奥尻町字赤石194番1地先（海浜地）から        |
|               | 奥尻郡奥尻町字赤石140番2地先まで             |
| 道道松前港線        | 松前郡松前町字松城14番地先から               |
| 北海道函館土木現業所    | 松前郡松前町字松城12番1地先まで              |
| 道道花浦内浦線       | 二海郡八雲町本町197番地先から               |
| 北海道函館土木現業所    | 二海郡八雲町本町185番地先まで               |
| 道道中野木古内停車場線   | 上磯郡木古内町字中野367番1地先から            |
| 北海道函館土木現業所    | 上磯郡木古内町字中野347番1地先まで            |
| 道道湯の里渡島知内停車場線 | 上磯郡知内町字重内31番15地先から             |
| 北海道函館土木現業所    | 上磯郡知内町字重内31番94地先まで             |
| 道道渡島吉岡停車場線    | 松前郡福島町字吉岡235番1地先から             |
| 北海道函館土木現業所    | 松前郡福島町字吉岡23番31地先（一般国道228号交点）まで |
| 道道八雲厚沢部線      | 二海郡八雲町上の湯201番地先から              |
| 北海道函館土木現業所    | 二海郡八雲町上の湯201番地先まで              |
| 道道函館南茅部線      | 函館市紅葉山町66番地先から                 |
| 北海道函館土木現業所    | 函館市紅葉山町68番1地先まで                |
| 道道函館恵山線       | 函館市日浦町355番2地先から                |
| 北海道函館土木現業所    | 函館市日浦町194番地先（一般国道278号交点）まで     |
| 道道上磯峠下線       | 北斗市向野6番1地先から                   |
| 北海道函館土木現業所    | 北斗市向野46番25地先まで                 |
| 道道七重浜停車場線     | 北斗市七重浜1丁目87番1地先から              |
| 北海道函館土木現業所    | 北斗市七重浜1丁目96番4地先まで              |
| 道道大沼公園線       | 亀田郡七飯町字大沼町202番4地先から            |
| 北海道函館土木現業所    | 亀田郡七飯町字大沼町160番2地先まで            |
| 道道大野大中山線      | 北斗市開発266番2地先から                 |
| 北海道函館土木現業所    | 北斗市開発409番8地先まで                 |
| 道道愛別当麻旭川線     | 上川郡当麻町中央400番1地先から              |
| 北海道旭川土木現業所    | 上川郡当麻町中央374番1地先まで              |
|               | 上川郡当麻町225番1地先から                |
|               | 上川郡当麻町590番4地先まで                |

北海道告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。



その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道  
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

| 路線名及び縦覧場所               | 区                                                  | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員                | 延 長     | 国道等との重複区間              |
|-------------------------|----------------------------------------------------|---|--------|----------------------|---------|------------------------|
| 磯谷蘭越線<br>北海道小樽土木現業所     | 磯谷郡蘭越町港町67番地先（一般国道229号交点）から磯谷郡蘭越町港町186番地先（河川敷地）まで  |   | 前      | 9.20mから<br>62.50mまで  | 200.40m | 一般国道229号<br>重複L=11.40m |
|                         |                                                    |   | 前      | 14.00mから<br>64.50mまで | 200.00m | 一般国道229号<br>重複L=11.20m |
|                         |                                                    |   | 後      | 11.50mから<br>64.50mまで | 200.00m | 一般国道229号<br>重複L=11.20m |
| 丹羽今金線<br>北海道函館土木現業所     | 瀬棚郡今金町字神丘219番1地先から<br>瀬棚郡今金町字神丘285番12地先まで          |   | 前      | 15.00mから<br>38.29mまで | 527.11m | —                      |
|                         |                                                    |   | 後      | 15.00mから<br>38.29mまで | 527.11m | —                      |
| 矢淵東瀬棚停車場線<br>北海道函館土木現業所 | 久遠郡せたな町北檜山区豊岡534番5地先（道路敷地）から久遠郡せたな町北檜山区豊岡534番7地先まで |   | 前      | 16.89mから<br>22.09mまで | 207.60m | —                      |
|                         |                                                    |   | 後      | 16.89mから<br>38.89mまで | 224.60m | —                      |
| 美河三石停車場線<br>北海道室蘭土木現業所  | 三石郡三石町字川上417番9地先（河川敷地）から三石郡三石町字川上407番13地先まで        |   | 前      | 15.80mから<br>36.20mまで | 430.00m | —                      |
|                         |                                                    |   | 前      | 15.80mから<br>43.50mまで | 420.00m | —                      |
|                         |                                                    |   | 後      | 15.80mから<br>43.50mまで | 420.00m | —                      |

北海道告示第273号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

増毛町弁天町地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と

標柱7号とを結んだ線によって囲まれた区域

| 郡   | 町   | 字      | 地 番  | 標柱番号 |
|-----|-----|--------|------|------|
| 増毛郡 | 増毛町 | 弁天町2丁目 | 45－1 | 1、7  |
| 同   | 同   | 同      | 109  | 6    |
| 同   | 同   | 弁天町3丁目 | 53－9 | 2、3  |
| 同   | 同   | 同      | 98   | 4    |
| 同   | 同   | 同      | 101  | 5    |

北海道告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成18年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 札幌市  
2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・606号東さっぽろ循環通）  
3 事 業 施 行 期 間 平成12年6月16日から平成20年3月31日まで  
4 事 業 地  
収 用 の 部 分 変更なし

正 誤

○平成17年10月7日（第1712号）

札幌医科大学告示第73号（特定調達契約に係る落札者等の公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 欄 | 行           |
|-----|---|-------------|
| 18  | 右 | 24          |
| 誤   |   | 39,000,000円 |
| 正   |   | 39,900,000円 |

